

社会福祉法人みやこ 役員報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みやこ（以下「法人」という。）の役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものである。

2 この規定での役員には、評議員をも含むものである。

(報酬)

第2条 法人の役員が、理事会、評議員会並びにその他の会議に出席するため、その他法人の業務に従事したときは、報酬を支給する。ただし、法人の職員が役員となっている場合は、支給しない。

2 報酬額は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 理事会、評議員会及び監事監査への出席 | 一回につき 3,341 円 |
| (2) 京都市内で開催された会議への出席 | 一回につき 3,341 円 |
| (3) 京都市外で開催された会議への出席 | 一回につき 3,341 円 |

3 報酬（評議員に対するものを除く）は、各年度の総額が金15万円を超えない範囲で支給する。ただし、評議員に対する報酬の総額は、定款第8条のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、法人の業務のために旅行したときは、報酬を支払うほか、その費用をその都度弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| (1) 京都市内で開催された会議（理事会、評議員会を除く）への出席 | 交通費実費相当額 |
| (2) 京都市外で開催された会議（理事会、評議員会を除く）への出席 | 交通費実費相当額
及び日当円 3,000 円 |
| (3) 宿泊を必要とした場合 | 宿泊費実費相当限（上限 8,000 円） |

(規定の改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成16年3月8日より施行する。

この規定は、平成17年9月17日より施行する。

この規定は、平成22年3月24日より施行する。

この規定は、平成29年9月28日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規定は、令和3年1月1日より施行する。

この規定は、令和5年3月30日より施行し、令和4年12月1日から適用する。

決定 平成17年9月17日第12回理事会（定例）・第7回評議員会（臨時）

決定 平成22年3月24日第37回理事会（定例）・第21回評議員会（定例）

決定 平成29年9月28日第78回理事会（定例）・第51回評議員会（臨時）

決定 令和2年12月10日第93回理事会（定例）

令和2年12月19日第63回評議員会（臨時）

決定 令和5年3月30日第106回理事会・第72回評議員会